

2015 年 1 月 29 日

「LT会」会報第 15-02 号(総 151 号)

上海 LT コンサルティンググループ

中国入国時のビザ取得について

1. 中国への入国に必要なビザと日本人に対するビザ免除特例

外国人が中国に入国する場合、「中華人民共和国出国入国管理法」(2013 年 7 月 1 日施行)及び「中華人民共和国外国人入国出国管理条例」(2013 年 9 月 1 日施行)に基づき、中国に入国する前にビザを申請・取得する必要がある。

「外国人入国出国管理条例」は、外国人の入国目的に応じてビザの種類を別表1の通り定めている。日本人が駐在、出張等のビジネス目的で中国に渡航する場合は、F ビザ(交流、訪問、視察等の活動)、M ビザ(商用、貿易活動)、Z ビザ(就業)のいずれかを取得して入国することとなる。

ただし、一般旅券を所持する日本国民については「一般旅券を所持し短期間中国に来訪する日本国民に対するビザ免除待遇に関する通知」(公境検(2003)1176 号、2003 年 9 月 1 日施行)に基づき観光、商用、親族知人訪問あるいは通過の目的で入国する場合、滞在日数が入国日から 15 日以内であればビザが免除されることから、短期出張者の多くはビザ免除で入国しているものと考えられる。

2. 短期業務任務の完了に関する新規定

2015 年 1 月 1 日から施行された「外国人が入国して短期業務任務を完了させることの関連手続手続(試行)」は、外国人が中国に入国して 90 日以内の短期間に任務業務を完了する際に Z ビザが必要となることを定めている。

同規定の施行に伴い「従来ビザ免除で入国できた 15 日以内の商用目的のケースでも Z ビザが必要になった」と勘違いされる向きも多いが、ビザ免除に関する規定に変更はない。あくまでも、外国人が元々取得を義務づけられている F ビザ、M ビザ、Z ビザをどのような状況で取得すべきかの明確な基準が示されたに過ぎないのである。

今回、90 日以内の短期滞在であっても Z ビザ取得を義務づけられたのは、別表2の外国人が短期に完了させる業務任務に該当するものである。これらは「協力先での技術、科学研究、管理、指導などの業務」、「国内スポーツ機関での試技」、「映画撮影」、「ファッションショー」など、個人の身分で請け負う業務任務が中心となる。

一方、日本企業から派遣される出張者の多くは、別表3に示す「購入した機器設備に関連するメンテナンス、据付、試し運転、解体、指導及び研修を行う場合」、「国内での落札プロジェクトに対して行う指導、監督、検査の場合」、「国内の分公司、子会社、代表処へ派遣されて短期業務を完了させる場合」に従事するものと考えられる。これらは外国人が短期に完了させる業務任務とはみなされないため、1 回 90 日以内の滞在日数であれば、従来通り M ビザを申請すればよいのである。

3. ビザ免除による入国のリスク

前述のとおり日本国民に対するビザ免除規定は 10 年以上前に実施されたものでありその範囲も「商用（経商）」とされているだけで、極めてあいまいである。単なる商談、視察、会議などを目的とした 15 日以内の出張であれば、今後もビザ免除で入国しても基本的には問題はないものと思われる。

しかしながら、出張者が別表2に記載した業務任務に就く場合は「就業」に該当することから Z ビザの取得が必須となろう。また、出張者が別表3に該当する業務に従事することが明らかな場合も、ビザ免除ではなく、あらかじめ M ビザを取得しておく方が、入国後の無用なトラブルを回避できるものと思料する。

別表1 中国入国ビザの種類

ビザ種類	申請者の範囲
C	国際輸送業務の乗務員等
D	永久在留入国者
F	交流、訪問、視察等の活動に従事する入国者
G	トランジット
J-1	中国に常駐(居留が 180 日超)する外国新聞機関の外国人常駐貴社
J-2	短期間(居留が 180 日以下)の取材報道を行う外国人記者
L	観光入国者
M	商用、貿易活動を行う入国者
Q1	家族団らんのために入国在留を申請する中国公民の家族や中国の永久在留資格を有する外国人の家族、及び里子などの原因で入国在留を申請する者
Q2	短期(居留が 180 日以下)の親族訪問の入国申請をする中国国内に居住する中国公民の親族及び中国永久在留資格を有する外国人の親族
R	国が必要とする外国の高度人材と不足し緊急に必要な専門人材
S1	長期(180 日超)の親族訪問の入国申請をする業務や学業などの理由で中国国内に居留する外国人の配偶者、父母、満 18 歳未満の子女、配偶者の父母及びその他の私事で中国に在留する必要がある者
S2	短期(180 日以下)の親族訪問の入国申請をする、業務や学業などの理由で中国国内に在留する外国人の家族及びその他の私事で中国に在留する必要がある者
X1	中国国内で長期就学(180 日超)を申請する者
X2	中国国内で短期就学(180 日以下)を申請する者
Z	中国国内で就業を申請する者

別表2 外国人が短期に完了させる業務任務に該当するもの

番号	業務任務	30 日以内	30 日超
1	国内の協力先において、ある技術、科学研究、管理、指導などの業務を完了させること	Z ビザ	Z ビザ＋ 居留許可
2	国内スポーツ機関において試技を行うこと(コーチ、選手を含む)		
3	映画撮影(コマーシャル、記録映画を含む)		
4	ファッションショー(モーターショーのコンパニオン、出版広告用撮影を含む)		
5	渉外営業性公演への従事		
6	人力資源社会保障部が認定するその他の状況		

別表3 外国人が短期に完了させる業務任務とみなさないもの

番号	業務任務	90 日以内	90 日超
1	購入した機器設備に関連するメンテナンス、据付、試し運転、解体、指導及び研修を行う場合	M ビザ	Z ビザ＋ 居留許可
2	国内での落札プロジェクトに対して行う指導、監督、検査の場合		
3	国内の分公司、子会社、代表処へ派遣されて短期業務を完了させる場合		
4	スポーツ競技に参加する場合(選手、コーチ、チームドクター、マネージャーなど関係者を含む。ただし、国際スポーツ組織の要求に基づき、わが国の主管部門の認可を経て、登録カードを持参して入国し、競技に参加するなどの状況は除く)	M ビザ	
5	入国して無報酬の業務に従事するあるいは国外の機関が報酬を提供するボランティアなど	F ビザ	Z ビザ＋ 居留許可
6	文化主管部門が認可書類上に「渉外営業性公演」を未注記の場合	F ビザ	

以上